

意匠分類記号	意匠分類の名称
B3-02	身の回り品用ストラップ

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
B9-20	一	携帯電話用ストラップ	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
B9-122	衣服及び身の回り品用掛け止め金具又は止め金具(はさみ止め型)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
携帯電話用ストラップ	カメラ用ストラップ	携帯品用ストラップ	
定義			
<p>携帯品に取り付けて使用する飾り紐類を分類する。 ストラップの下げ飾りのみのものはB3-12に分類す。</p>			
登録 1132831 「セーフティー携帯ストラップ」 		登録 1176147 「装身用下げ飾り」 	
登録 1135084 「携帯通信機用ストラップ」 			

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

カメラ用ストラップと称していても、カメラの機能を考慮してカメラ専用の形態的特徴を有するものは除く。

登録 1079693

「カメラ用ストラップ」



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
